

第 19 回教育委員会定例会 案件表

○ 日 時

令和3年10月8日(金) 午前10時00分から

○ 議 題

1 協 議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
- (2) 令和3年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕
- (3) オンライン会議システムを活用した教育委員会の会議の開催について (資料1)

2 報 告

- (1) 教育長報告
 - ① 令和3年第三回練馬区議会定例会における一般質問要旨について (資料2)
 - ② 令和4年4月に向けた保育所整備等の取組について (資料3)
 - ③ 保育窓口および保育施設の I C T 化の推進について (資料4)
 - ④ 練馬区立保育所運營業務委託事業者の決定について (資料5)
 - ⑤ 令和3年度「練馬区成人の日のつどい」の開催について (資料6)
 - ⑥ その他

令和3年10月8日
教育振興部教育総務課

オンライン会議システムを活用した教育委員会の会議の開催について

これまで、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言中に教育委員会定例会が開催できない場合は、会議を「書面開催」もしくは「中止」としてきた。今般、オンラインにより会議を開催できる環境が整ったため、下記のとおり検討を行う。

記

1 オンライン会議システムを活用した会議の開催方法について

(1) 開催方法

ア 教育委員

タブレット端末を活用し、自宅等からオンライン会議システムにより会議に出席する。

イ 教育長および理事者

教育委員会室に参集し、各教育委員とオンライン会議システムにより会議を開催する。

ウ 傍聴者

教育委員会室において傍聴する。

(2) オンライン会議システムを活用した会議を開催する場合

ア 台風等の災害発生時または災害発生の危険性があり、教育委員会室への参集が困難な場合

イ 緊急事態宣言の発出があり、教育長が必要と認める場合

ウ その他教育長が必要と認める場合

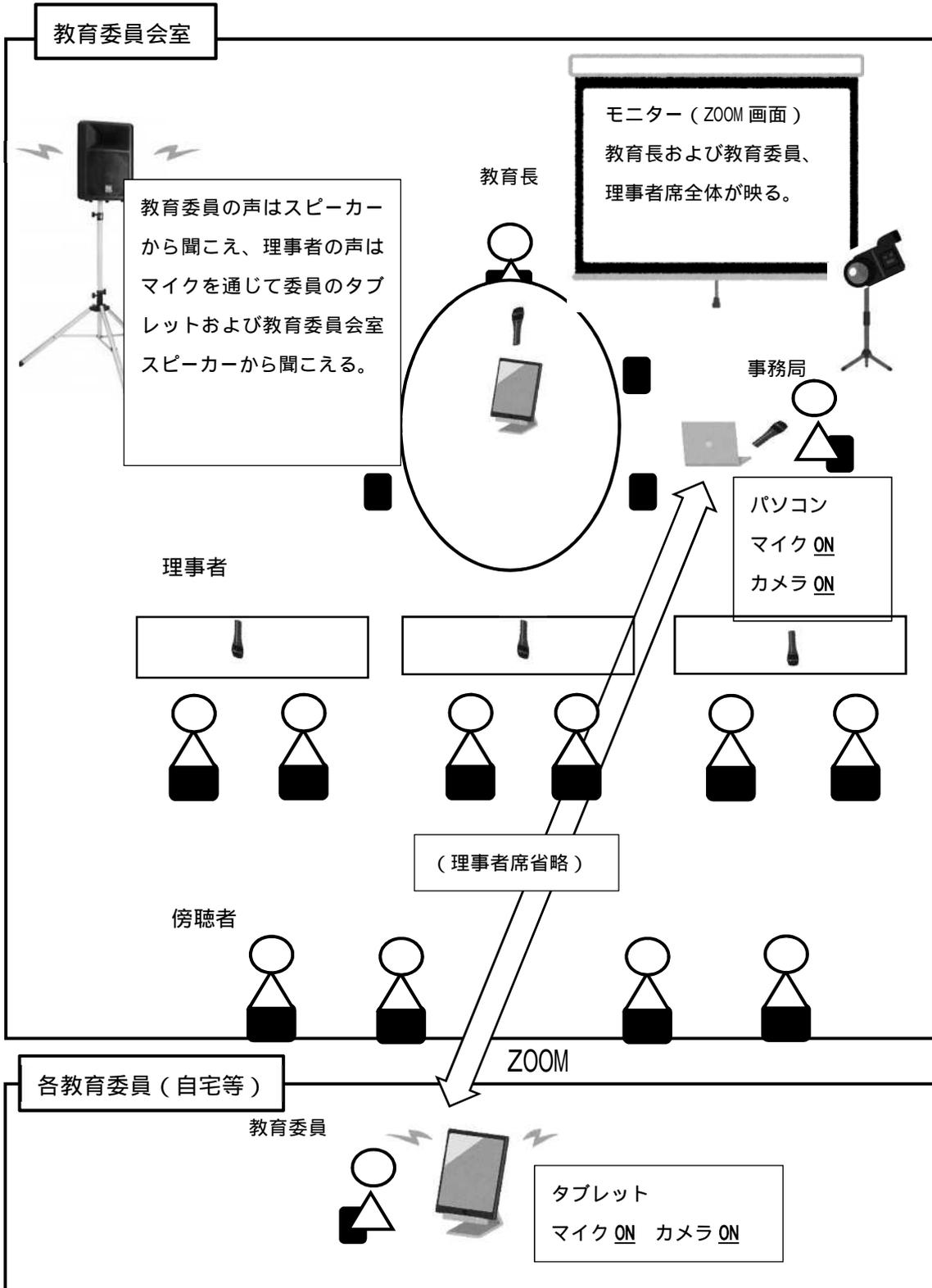
(3) 教育委員会室イメージ図

別紙のとおり

2 他区のオンライン会議システムを活用した会議の開催状況

(1) 開催済・・・11区

(2) 開催予定なし・・・11区



令和3年第三回練馬区議会定例会 一般質問要旨【教育委員会関係】

夏休み明けの学校運営について

【質問】

子供達の日常は3密の回避の為に1年半以上、生活の全分野において辛抱を余儀なくされている。抑制した生活の長期化が及ぼす精神的な影響への配慮は困難さもあるかと思う。夏休み明けは、特にセンシティブな時期だけに、教育委員会としてどのように考えているか伺う。

デルタ株は従来株と異なり、子供達にも感染が急拡大しているという。夏休み明けの学校運営は、これまで以上に注意深さが要求されるかと思う。子供達に必要とされる学力・体力・知力の充実のために、全力を投入されることを期待するが、考えを伺う。

教職員では現在、どの程度ワクチン未接種の方々がいるか。また、学童クラブ指導員の接種状況はどうなっているか、職域接種の枠内で接種がされる体制となっているのか伺う。

【答弁】

新型コロナウイルス感染症対策の長期化に伴い、不安や深刻な悩みを抱える子供の増加が懸念される。各学校では夏季休業前から、子供一人ひとりの小さなサインも見逃さないよう、教職員が気になる子供への電話連絡や声かけ等を定期的に行ってきた。

長期の夏季休業明けには、子供たちへのケアを丁寧に行う必要がある。このため、スクールカウンセラーや心のふれあい相談員等を含めた校内の相談体制を活用し、きめ細かく対応している。また、子供たちがタブレット端末を利用して、各種相談機関に直接相談できるよう啓発と指導を行っている。

2学期から、児童生徒の感染リスクを軽減するため、緊急事態宣言期間中は、授業を午前だけに短縮し、給食後に帰宅としている。登校できない児童生徒に対しては、午後の時間帯にオンライン授業を行っている。さらに、今定例会に提出している補正予算には、空気清浄機や加湿器、消毒用物品など感染予防対策に要する経費を計上している。あわせて、マスクの着用や接触を伴う活動の縮減などを徹底しながら、子供たちの成長に向け、学びを止めることなく教育活動のさらなる充実を図る。

学校教職員のワクチン接種状況については、8月末に東京都教育委員会が任意回答の調査を行った結果、区ではおよそ90%の教職員が接種を完了し、2学期を迎えている。

学童クラブについては、委託も含む職員1300人余を対象に、8月下旬に区の職域接種の希望を確認したところ、希望者が約60人であったことから、ほとんどの職員が接種済あるいは予約済と考えている。

教育について1

【質問】

若い世代への新型コロナウイルスの感染が拡大していく中、学校教育の継続性は大変重要であるが、それ以上に児童生徒の健康と生命は確実に守っていく必要がある。区は、教員や児童生徒に対し、感染予防について意識啓発を更に強化する必要がある。また、今後も感染状況に応じた機動的な対応を継続して頂きたいと要望するが、不安に思っている保護者も沢山いることから、積極的に保護者に情報発信すべきと考える。併せて区の所見を伺う。

修学旅行や移動教室の「実施見合わせ」の方針に至った経緯等について、所見を伺う。

オンライン授業を望む保護者も多数いるが、そうした対応について、所見を伺う。

先般、文部科学省が「教員免許更新制」の廃止案を取りまとめ、来年の通常国会に関連

法改正案を提出する方針で、早ければ2023年に廃止、との報道があった。免許更新の際の講習の時期や時間などの教員への負担、更新の期間など様々な課題が議論された中で結論であると考えるが、この制度が、教員の質の向上の一翼を担っていたことも事実である。GIGAスクール構想の推進や小学校における35人学級の実施など、学校教育が変化していく中で、教員の質の担保は重要な課題である。今後、教員の大量退職に伴い、区においても新規採用職員が増加することが予想されるが、若手教員のみならず、中堅・ベテラン教員の指導力をどのように向上させていくのか、今後の計画について伺う。

【答弁】

教育委員会では、2学期を全校一律に短縮授業で開始すると同時に、9月を感染拡大防止対策の強化月間と位置づけ、感染防止の意識啓発に努めている。教育長からの全教員に向けたメッセージ配信をはじめ、児童生徒向け啓発ポスターの校内掲示等の取組を行った。感染予防と学びの保障を両立させるため、今後も感染状況に応じた適切な対策を講じるとともに、保護者への丁寧な説明と情報提供に努めていく。

昨年度中止した両事業を、今年度は可能な限り実施できるよう調整しているが、緊急事態宣言期間中は、子供たちの安全を第一に考え、実施は見合わせることにした。延期等に係るキャンセル料は公費負担する。移動教室は昨年度実施できなかった6年生を最優先とし、実施に向けて調整を図っている。

現在、午後の時間を活用して、欠席者に対し、オンラインでの学習支援や健康観察等を行っている。授業のライブ配信は、一方通行の配信となりがちであるため、学習効果の検証が必要となるほか、通信環境の強化、教員の負担増などの課題がある。引き続き、オンラインを有効に活用した指導方法について検討を進める。

教育委員会では、各職層に応じた教員研修を実施している。特に「中堅教諭等資質向上研修」は、経験年数10年を経過した教員を対象として通年で実施し、効果を上げている。教員のキャリアに応じた研修内容を充実し、全ての教員の指導力向上に努めていく。

教育について2

【質問】

タブレット端末導入により、どのような教育効果があったか。また、今後の教育展開をどのように進める考えなのか、併せて伺う。

タブレット端末による教育ITを推進する一方で、有識者懇談会では、眼科医などから「適切な使い方をしないと、子供の視力低下を助長しかねない」と危惧する意見も出ている。区は、小中学生の視力低下に関し、どのように考えているのか伺う。

区では、すでにタブレットの利用に関するガイドラインで使用上の留意点を示しているが、子供の視力を守るためのデジタル機器使用上の統一ルールをわかりやすく示すべきと要望するが、所見を伺う。

小学校低学年の児童からタブレット端末の持ち運びが重く、苦労しているとの声を耳にする。区では現在、小学1年生の持ち帰りについては、置き勉用の棚など配慮がなされているが、他の学年に対する配慮がまだ不十分と考える。また、教師には端末の配布がないため、授業の際に不便を感じているとの声も聞かれる。区はこれらの問題について、どのように取り組まれているのか伺う。また、保護者等からタブレット端末を活用した遠隔授業を求める声を多く頂く。他自治体ではオンライン中継にて授業を行っている学校もある中、区ではどのような形式のオンライン授業を考えているのか所見を伺う。

情報リテラシーに関して、タブレット端末を活用した小中学生のIT教育において、個人情報セキュリティやネット詐欺被害、SNS拡散による人権侵害などを、しっかり身につける必要があると思う。外部専門講師によるオンラインを活用した定期的な講習会を積極的に取り入れていくべきと考えるが、区の所見を伺う。

【答弁】

タブレットの導入により、インターネットによる調べ学習を始め、ドリル教材を使用し

た児童生徒の習熟度に応じた個別学習や、多数の意見を共有して意見交換を行う協働学習が実施できるようになった。今後は、不登校児童生徒への支援や特別支援教育の充実、修学旅行や移動教室など校外学習での活用など、幅広い利用を検討していく。

区が毎年実施している検査の結果からも、社会環境や生活環境の変化に伴って視力の低下が進んでいると考えている。区では、スマートフォンの使用についてのガイドラインを作成し、周知することに加え、タブレットの配備に際しても、使用に当たっては健康面に留意するよう、保護者に注意喚起を行った。引き続き、視力低下を防ぐための正しいデジタル機器等の使い方について、子供たち自身が十分理解できるよう、効果的な指導や啓発を行っていく。

タブレットは、持ち帰りを基本としているが、小学校低学年では身体的な負担を考慮し、学校で保管するなど適切な対応を各小学校に要請している。

現在、教員は教室配備のパソコンを活用し、児童生徒と同一のソフトにより授業を行っている。今後、教員がタブレットを用いた場合の授業効果などを検証のうえ、教員用タブレットの必要性について検討していく。

授業のライブ配信については、一方通行の配信となりがちであるため、学習効果の検証が必要となるほか、通信環境の強化、教員の負担増などの課題がある。引き続き、オンラインを有効に活用した指導方法について検討を進める。

ネット情報やSNSなどの適切な利用に関する指導では、専門的な知識をもつ外部講師による講習会が大変効果的である。現在、各学校では「情報モラル講習会」に加えて犯罪被害に遭わないための指導を行う「セーフティ教室」においても、外部講師を招いた授業を実施している。今後は、オンラインによる講習会も含め、子供たちの発達段階に応じた学習が一層充実するよう、各学校に働きかけていく。

教育について3

【質問】

現在、区内小中学校の全児童生徒にタブレットの配備が完了し、具体的にどのように活用されているのか伺う。

感染者が出た場合の学級閉鎖や休校、また、災害時の休校、不登校対策として、学びを止めないためのオンライン学習のあり方について、準備や検討がされているのか伺う。

区は「ICT実践事例集」を作成し、ICT支援員を14人から28人に倍増し、端末等の操作や活用について対応されている。児童生徒の学力向上に向けて、教員自身のスキル向上の検証などについて伺う。

平時の自宅での学習時や災害等の非常時の休校、コロナ禍での自主登校自粛の際など、児童生徒の学びの保障のために、安定的な通信環境を整えることが必要と考える。今後のオンライン学習の取組次第によっては、現在の通信環境に課題が生じるとも考えられる。状況に応じて、最適化の検討を図りたいが、所見を伺う。経済的な理由等により通信環境が整っていない家庭に対する環境整備について、今後の検討について伺う。

小学校低学年において、タブレットの約1.3kgという重さが、登下校の負担となっているとの声があげられている。各小学校に1年生全員分のタブレットを充電・保管できる充電保管庫が配備されたが、毎日持ち帰りをしている実態もある。学年に応じた柔軟な対応をされたいと思うが、所見を伺う。

【答弁】

区では、令和元年度の全小中学校への大型ディスプレイ等の配備に続き、本年2月に全児童生徒へタブレットパソコンを配備し、ICT機器を活用した授業を行っている。教材を大型ディスプレイに表示する一斉学習、教員がドリルや課題を児童生徒の習熟度に応じてタブレットに送信する個別学習、児童生徒がタブレットで作成した作品を発表し、相互の意見交換を行う協働学習など、教員が工夫を凝らした授業を進めている。

2学期から、児童生徒の感染リスクを軽減するため、緊急事態宣言期間中は、授業を午

前の方に短縮し、給食後に帰宅としている。登校できない児童生徒に対しては、午後の時間帯にオンライン授業を行っている。また、感染状況の悪化による臨時休業も想定されることから、オンデマンド型の動画による学習や学習アプリによるドリル学習など、オンラインを活用した学習支援を実施できる体制を整え、オンライン授業を全校で試行した。

授業における教員のICT機器活用能力は、毎年度、文部科学省が行っている調査によると、「指導できる」「やや指導できる」と回答した教員は、平成30年度の約75%から令和2年度には約88%に高まっている。これまで実施した各種研修に加え、ICT支援員の全校配置による成果が表れているものと考えている。区では、より詳細な活用状況を把握するため、現在、独自の調査を実施している。今後も定期的に調査を行い、その結果を分析のうえ、教員の指導力向上に向けた取組を進めていく。

児童生徒のタブレットは、使用場所を選ばないLTE回線とすることで、経費負担なく、全ての家庭で利用できるようにしている。現在の通信容量は、一月当たり5ギガバイトとしているが、更なるタブレットの活用を視野に入れ、ルーターの貸出等を含め、通信環境の強化を検討していく。

タブレットは、機器操作の習熟や家庭学習での活用を目的に、家庭への持ち帰りを基本としている。一方、小学校の低学年では身体的な負担が大きいため、子供たちの状況や活用頻度に応じて学校で保管するようにしている。場合によっては、教科書を学校で保管するなど、登下校時のランドセルの重さが過度の負担とならないように、子供たちの発達段階に合わせた適切な対応を行うよう各小学校に要請している。

教育について4

【質問】

新学期の対応について、学校から保護者にお知らせのメールが届いたのは2日前であった。児童生徒や保護者が不安な思いをしないために、学校が一人ひとりにきめ細かな対応ができるよう、区が配慮すべきだったと考えるがいかがか。

2学期が始まり、学校を欠席した児童へのオンラインによる対応について、このような状況が長引いた場合、どのように学びの保障をしていくのか早い段階で検討する必要があるが、確認は行われているのか。また、新型コロナウイルス感染症に限らず、病気、不登校など学校に行けない児童生徒への学習をどのように進めていくのか伺う。

教員は様々な対応のための業務が増えてかなり負担が大きくなっていると思う。学校が負担に思っていることや必要な支援を聞き取り、きめ細かなサポートをしていくべきと考えるがいかがか。

タブレットが重いうえ、損傷防止のケースに入れて、ランドセルにしまうのが大変で、低学年の児童にとってかなり負担となる。状況を把握し、改善を求めるがいかがか。

【答弁】

夏季休業中の8月17日に緊急事態宣言期間の延長が決定されたことを受けて、教育委員会では感染状況を見極めながら区立小中学校の2学期の始業に向けて、感染予防と学びの保障を両立する方策を十分に検討し、始業6日前の8月26日に保護者向けの通知を行った。

2学期の開始に当たって欠席者に意向を確認し、現在、希望者に対しオンラインでの学習支援や健康観察等を行っている。感染状況の悪化による臨時休業も想定されることから、オンデマンド型の動画による学習や学習アプリによるドリル学習など、オンラインを活用した学習支援を実施できる体制を整え、オンライン授業を全校で試行した。また、長期欠席者には、現在でも適応指導教室やICTを活用した学習支援など多様な教育の機会を確保し、一人ひとりに寄り添った対応を行っている。

校長会への意見聴取や指導主事の学校訪問によって現場の声を聞き取り、スクールサポートスタッフの増員や柔軟な教育課程の編成への助言などの支援を行っている。引き続き、負担軽減と教育活動の充実に向けた支援を行う。

タブレットは、持ち帰りを基本としているが、小学校低学年では身体的な負担を考慮し、

学校で保管するなど適切な対応を各小学校に要請している。

コロナ対策について

【質問】

文部科学省は8月末、学校で陽性者が出た場合、独自にPCR検査を実施するためのガイドラインを通知した。濃厚接触者に加え、その周辺の人たちも検査対象とすることを認めるものであるが、都教委は同日、各教育委員会あてに検査の対象を濃厚接触者候補に限定するとした通知を出した。一方で、足立区は聞き取りの中で、学校や学童保育室で陽性者が出た場合は、クラス全員がPCR検査を受けられるように対応すると述べている。区も感染拡大を抑えるのであれば、濃厚接触者に限定するべきではないが、所見を伺う。

【答弁】

文部科学省の「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン」では、濃厚接触者だけでなく、その周辺の人々も検査対象とすることができるとしている。区ではこうした対応をすでに行っており、区立幼稚園・小中学校において感染者が発生した際は、保健所と教育委員会が協議し、濃厚接触者に限定せず、必要な教職員や児童生徒にもPCR検査を実施し、感染拡大防止を図っている。そのため、陽性者が発生した学級全員一律にPCR検査を行う考えはない。なお、文部科学省のガイドラインと都が行う「区市町村立学校におけるPCRの実施」事業の検査対象者は、ほぼ同様であり、相反しているとの認識はない。

校則について

【質問】

肌着の色の指定や特定の髪形の禁止など校則のあり方に疑問が広がり、社会的な問題となっている。校則で子供の髪型や服装などライフスタイルを規制することは、人権侵害にあたる。「子どもの権利条約」でも、大人が享受している自由と同じ自由を子供の権利として規定している。国会でも文部科学大臣が「人権、人格を否定する校則は望ましくない」と答弁している。髪型や服装に関して生徒への人権を侵害する校則が校内にあることについて、区はどう考えているか伺う。

校則は変えられることを生徒に明らかにし、その仕組みを校則に組み込むこと、生徒が自主的に話し合える機会を保障することが重要と考えるが、区の見解を伺う。

学校ホームページに校則を掲載している学校とそうでない学校があるが、各校のホームページで校則を公開するべきではないか。また、生徒が校則の変更を希望すれば各クラスで話し合いや生徒会活動を通して考えるなど、積極的に見直すことが必要だと考える。2点、見解を伺う。

【答弁】

平成22年に文部科学省が作成した生徒指導提要では、「校則は、子供たちが遵守すべき学習上、生活上の規律として定められ、学校が教育目的を達成するために必要かつ合理的な範囲内で制定し、児童生徒の行動などに一定の制限を課すことができ、その制定権限は校長にある」とされている。このことから、校長が自校の児童生徒の実態に照らして、指導上必要と判断する場合に、服装や頭髪の指定を行うこと自体は、制度上妥当なものであると考えている。しかしながら、生徒指導提要が作成されてから長期間が経過し、この間の時代や社会状況の変化に応じて、現行の校則の内容を見直していくことは必要なことと考えている。現在、教育委員会では、「下着の色を指定している」との誤解を招くような校則の表現を改めることなどを学校に指導している。

全区立中学校に対し、毎年度、生徒の意向などを踏まえ、校則の見直しを行うよう指示している。一部の学校では、年度末等に学校運営を評価するに際して実施する生徒および保護者向けアンケートに、校則に関する項目を設け、意見を収集し、見直しに反映してい

る。また、生徒総会の議題に校則を取り上げ、生徒たちが主体的に議論を行った結果を取り入れている事例もある。今後とも必要な指導・助言を行っていく。

各校の校則は、入学説明会時の紹介や学校が発出する通知等により、当該校に通う児童生徒および保護者にすでに周知されているため、教育委員会が改めて学校ホームページへの掲載を一律に指示する考えはない。

交通安全対策について

【質問】

本年6月28日、千葉県八街市の市道で下校途中の小学生の列にトラックが突っ込み、5人の児童が死傷する交通事故が発生した。区は、小学校65校の通学路点検を3グループに分け、毎年計画的に進めている。現地の調査では、教職員・PTA・区役所職員・警察等が一同に会しているが、当事者である子供の目線を徹底的に重視した交通安全対策を実施していただきたいと要望する。また、通学路点検は、中学校区にも広げ小学校区を補完する万全な対策を図っていただきたいが、併せて所見を伺う。また、練馬区小学校PTA連合協議会から、各学校の児童通学案内指導員の増員を求める声が届いているが、学校の要望に基づいた必要箇所への配置を進めることを要望する。

区では、園庭を持たず近隣の公園などを日常的に利用する保育施設が多くある。港区では、散歩等の園外活動時の子供の安全確保を図るために、キッズ・ゾーンを設定している。また、国の通知ではキッズ・ゾーンは保育所等の周囲半径500mとすることを原則としている。子供の安全を確保するために、地域の声を踏まえ、キッズ・ゾーンの設置を検討すべきと考えるが、区の所見を伺う。

【答弁】

通学路について、学校、PTA、教育委員会、土木部および警察署等が合同で安全点検を行っている。現地調査においては、特にPTAの皆様から様々なご意見を頂き、改善に努めている。今後は、社会科授業などで子供たちが作成している危険と感じた場所を地図に示した「交通安全マップ」も活用するなど、子供の目線を反映した交通安全対策に取り組んでいく。小学校での安全点検は、中学校の交通安全対策にも役立つものと考えている。また、児童通学案内指導員は、教育委員会が現地調査を行い必要な場所に配置している。引き続き、学校要望を踏まえ対応していく。

平成30年5月に滋賀県大津市で保育園児を巻き込む交通事故が発生した。国は、未就学児の安全を確保するため、キッズ・ゾーンの検討などについて通知を発出した。これを受け、区では、各保育園の園外活動の調査を実施し、散歩コースの変更やマップの作成等を行うとともに、保護者の皆様に周知している。今後、千葉県八街市の事故を踏まえ、安全確保の徹底を改めて保育施設に通知するなど、保育園の交通安全対策に取り組んでいく。

スポーツ振興について

【質問】

子供たちが3密を避け、距離を保ちながら運動するには、教師や大人たちの工夫が必要であると同時に、子供自身で工夫したり、仲間と協力したりするような仕掛けも必要と考える。また、自分の体は自分で守るという「セルフマネジメント力」や、困難な状況に立った時、どのように工夫して過ごすかという「セルフプロデュース力」を育む視点が重要だと考えるが、所見を伺う。

【答弁】

コロナ禍の長期化により、様々な困難や制約が生じている中、子供たちが自ら考え、工夫して、心身ともに健全な生活を送ることが一層求められている。教員と児童生徒が創意工夫し、身体的距離を保ちながら有意義でかつ楽しむことができる遊びや運動を実施している。練馬区教育・子育て大綱に掲げる「夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子

どもたちの育成」のためには、自主的に問題を解決する力を育むことが重要であると考えている。教育委員会と学校が連携して取り組んでいくよう、意を尽くしていく。

子育て施策について

【質問】

平成29年度以降300人台で増加を続けてきた学童クラブの待機児童数が、本年4月には275人となり、昨年度に比べて112人減少した。しかし、まだ多くの児童が学童クラブに入会できず待機となっている以上、引き続き定員の拡大と待機児童の居場所づくりの両面で、対策強化を図っていく必要がある。今年度、待機児童が112人減少した要因をどのように分析しているか。また、来年4月に向けて、どのような対策を講じていくのか、所見を伺う。

区は、平成26年以降、保育所待機児童ゼロ作戦を掲げ、全国トップレベルの定員増を実現し、本年4月に初めて待機児童ゼロを達成した。今後も待機児童ゼロを継続していくためには、保育所の整備を一定程度続けていくことが必要と考える。今後の進捗について伺う。また、待機児童ゼロを継続していくための課題と、課題を解決するための取組を併せて伺う。

区内の保育所における医療的ケア児の現状を伺う。また、医療的ケア児の保育所利用に関して、区はどのように取り組んでいくのか、伺う。

【答弁】

平成28年に事業を開始した「ねりっこクラブ」は、今年度10校で開設し、合計37校で実施している。さらに、ひろば事業終了後のひろば室を活用した「ねりっこプラス」を開始した。こうした取組により、待機児童が昨年度と比べ112人減少したものと考えている。来年度に向けて、「ねりっこクラブ」を8校増設するとともに、「ねりっこプラス」も活用して、待機児童対策に取り組んでいく。

前川区長就任以来、区独自の幼保一元化施設である「練馬こども園」の創設とともに、「待機児童ゼロ作戦」を展開し、本年4月1日、待機児童ゼロを達成した。

待機児童ゼロの継続には、地域や年齢ごとのきめ細かなニーズへの対応が必要となる。来年4月に向けては、新たに7か所、381人分の定員増を行う予定である。さらに、3歳の壁の解消に必要となる2歳児から3歳児クラスの段差定員の確保を進めていく。

医療的ケア児は、区立直営8園の障害児枠で受け入れており、現在5人が在園している。障害児枠が1園あたり3人という制限があることから、入園しにくい場合がある。このため、8園に各園1人の医療的ケア児定員枠を設け、一般児童の前に選考を行う優先方式を導入し、来年4月入園申請から受付を開始する。今後も、医療的ケア児が保育所等に入園しやすい体制について検討していく。

医療的ケア児の受入について

【質問】

保育所等における医療的ケア児の受け入れについて、医療的ケア児は年々増加傾向にあり、今後、体制の拡充が必要と考えるが、所見を伺う。

【答弁】

医療的ケア児は、区立直営8園の障害児枠で受け入れており、現在5人が在園している。障害児枠が1園あたり3人という制限があることから、入園しにくい場合がある。このため、8園に各園1人の医療的ケア児定員枠を設け、一般児童の前に選考を行う優先方式を導入し、来年4月入園申請から受付を開始する。今後も、医療的ケア児が保育所等に入園しやすい体制について検討していく。

子ども家庭支援センターについて

【質問】

昨年末に示された東京都児童福祉審議会の提言の中に、「子ども家庭支援センター等市区町村の相談体制強化」、「要保護児童対策協議会の体制・機能強化」という項目がある。それを受けて今年度、都において「子ども家庭支援センターの体制等検討ワーキンググループ」が開かれているが、どのような検討がされているか、進捗状況を伺う。また、区の体制として検討すべきことをどのように考えているか、見解を伺う。

現在の子ども家庭支援センターの職員1人あたりの相談受け持ち件数は何件か。また、機能強化のために今後、区としてどのような対応を考えているか方針を伺う。

【答弁】

都は、令和2年12月に東京都児童福祉審議会から「新たな児童相談のあり方」についての提言を受けた。都内の子ども家庭支援センターには体制にばらつきがあり、また面前DVなど都からの事案送致数が増加していることから、この提言を踏まえ、都は区市町村と合同でワーキンググループを設置し、現在、業務や人員体制等について検討している。

練馬子ども家庭支援センターでは、昨年7月、都区共同で練馬区虐待対応拠点を設置し、継続して対応している虐待等のケースを迅速に一時保護へ繋げるなど、確実に成果を上げている。

練馬子ども家庭支援センターの人員については、福祉や心理の専門職員などを、平成29年度から令和3年度までの4年間で39人から65人に、26人を増員した。それにより、相談員1人あたりの担当ケースは、令和3年4月1日現在42ケースとなっている。都からの事案送致数の増加が予測されるため、今後更なる体制の充実を図っていく。

子供の権利について

【質問】

今年3月、都で制定された「東京都こども基本条例」に掲げた「こどもの参加と意見表明」は重要で、子供たちが権利の主体であって、大人と対等のパートナーであることへの理解が必要だが、所見を伺う。

条例には3年後に見直すことと、その際に子供の意見を反映させることが追加された。今後条例を具体的にどう区の施策に展開していくのか、3年後の見直しに向けて区としてどのように子供や若者参加の場をつくっていくのか考えを伺う。

【答弁】

区立小中学校においてはすでに、子供たち自身が自由に考えて話し合う活動や多様な考えを理解し、認め合うことを重視した指導を行っており、子供たちが話し合いに参加し、自由に意見を表明する権利は十分に保障されているものと認識している。

子供に関わる施策や事業を企画、実施するに当たり、子供たちの意見を反映していくことは重要であると考えている。区では、こどもまつり、子ども議会等に際し、子供たちが主体的に考え活動できる取組を行っているが、こうした活動が、子供が社会の一員であり、権利の主体であることへの理解につながるものと考えている。

都条例は全ての子供が将来への希望を持って、健やかに育っていく環境を整備することを基本理念としている。練馬区教育・子育て大綱においても、都条例の基本理念の主旨と同様な共通の目標を掲げており、今後も区の大綱に基づく施策を着実に実施していく考えである。なお、3年後の都条例の検討については、当然のことながら、都において行われるものであり、現段階で区が関与する考えはない。

ひきこもりの方の就労について

【質問】

国は令和元年6月に就職氷河期世代支援プログラムを閣議決定し、正規雇用者30万人増を目指し、今後3年間、集中的に取り組むとしている。その中で、現在就労が出来ずに無業でひきこもっている方への対応として、各自治体にある居場所事業を有効活用し、対象年齢も49歳まで広げ、就労支援の場として利用するよう具体策を出した。区もそれに伴い若者自立支援事業「居場所」の対象年齢を49歳に上げた。現在ひきこもりの方は保健相談所が窓口として対応をしているが、今後は就労が原因によるひきこもりの方に対しては、保健相談所のアウトリーチの取組とも連携し、若者サポートステーションの居場所へと繋げることにより、就労の為の社会参加を推進していくよう要望するが区の所見を伺う。

【答弁】

ねりま若者サポートステーションの「居場所」事業では、昨年度、123名の方が、延べ1,428回利用し、7名の方が就労に結びついた。一方、「居場所」に来ることができずに、ひきこもっている方には、保健相談所が訪問や電話によるアウトリーチを行っている。こうした活動を重ねることにより、本人の自己肯定感や生きる意欲を高める支援を行っている。社会とのつながりを希望する方には、「居場所」の活動事例を紹介するとともに、就労への意欲が高まった方には、サポートステーションの各種プログラムに繋げている。今後とも保健相談所と連携した取組を進めていく。

(参考) 区長部局答弁

新型コロナウイルスについて

【質問】

新型コロナウイルスとの闘いは長期化が予測されており、ワクチン接種と同様に感染を拡げていけないためには検査体制の拡充が不可欠である。これまで国も含めてPCR検査を拡充してきたが、行政機関からの抗原検査の積極的な活用は進められていない。抗原検査の活用とその効果について、区の所見を伺う。

【答弁】

子供たちが集団で活動する幼稚園や小中学校では、感染者の早期発見と感染拡大防止が最優先となっている。そのため、短時間で検査結果を得られる抗原検査の活用は有効であると考えている。一方で、国が行う抗原簡易キット配布事業については、検査対象が小学校4年生以上に限られており、検査に立合う教員の研修や安全の担保など運用上の様々な課題がある。こうした課題を解決して有効に活用できるよう、学校等との協議を進めるとともに、都知事への緊急要望でも国に改善を求めるよう働きかけた。

令和 3 年 10 月 8 日
こども家庭部保育課

令和 4 年 4 月に向けた保育所整備等の取組について

1 認可保育所の整備

(1) 整備予定数

認可保育所を 8 か所整備し、370 人の定員を拡大する。

(2) 進捗状況

	施設名・所在地	開所 予定日	予定定員
1	(仮) さくらさくみらい 豊玉北 豊玉北 3 - 3	令和 4 年 4 月 1 日	48 人
2	(仮) さくらさくみらい 光が丘 田柄 5 - 6		44 人
3	(仮) ベネッセ練馬高野台保育園 高野台 1 - 3		60 人
4	(仮) ベネッセ上石神井保育園 上石神井 3 - 1		44 人
5	(仮) にじいろ保育園関町北五丁目 関町北 5 - 1 2		79 人
6	(仮) あい・あい保育園 大泉学園 大泉学園町 1 - 1		46 人
7	(仮) みらいく第二南大泉 南大泉 5 - 3 6		60 人
計			381 人

2 医療的ケア児の保育所入園にかかる優先選考

(1) 優先方式の概要

ア 区立直営 8 園（練馬、土支田、西大泉、関町第三、石神井台第二、光が丘第三、光が丘第五、光が丘第七）において、障害児枠（3 名）とは別に、医療的ケア児定員枠（1 名）を設ける。

イ 医療的ケア児の入園申込があった場合、利用調整を経ずに入園とし、その後、一般児童の利用調整を行う。

(2) 実施時期

令和4年4月選考から

3 休日保育の変更

(1) 内容

区立委託7園（向山、光が丘第八、石神井町つつじ、東大泉第三、上石神井第二、氷川台、南大泉）で実施している休日保育について、利用状況等を踏まえ、1日の利用上限を全園20人で実施する。

(2) 実施時期

令和4年4月から

令和 3 年 10 月 8 日

こども家庭部 保育課

こども家庭部保育計画調整課

保育窓口および保育施設の ICT 化の推進について

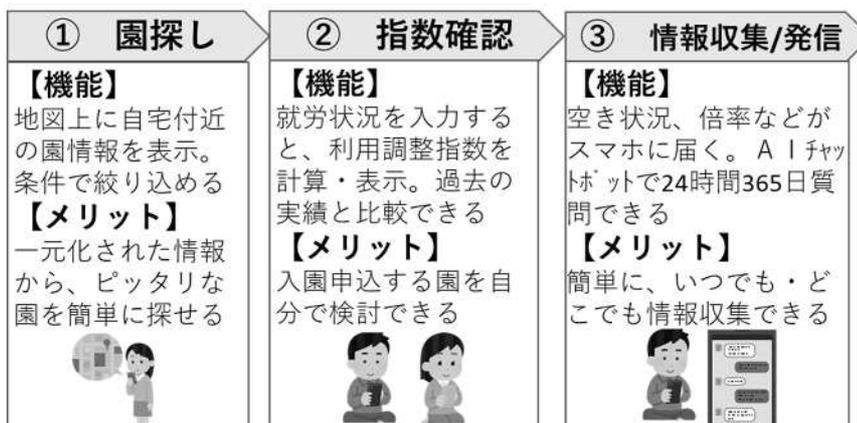
保育課の窓口や保育施設を利用する保護者の負担軽減と利便性向上等を図るため、下記のとおり ICT 化を推進する。

記

1 区 LINE 公式アカウントを活用した「保活支援サービス」における保育指数シミュレーション機能の全国初となる提供開始

実施済のサービス

- ア 条件に合った保育園の検索（園探し）
- イ AIチャットボットを活用した保育に関する問合せへの自動応答（情報収集）
- ウ 子育てに関する情報配信（情報発信）



保育指数シミュレーション（指数確認）

ア 概要および機能

- (ア) 世帯状況や児童の状況等に関する質問に答えていくと、保育指数を試算できる。
- (イ) 試算した指数と直近4月の一次利用調整における内定者の最低指数（実績値）を照合することで、入園できたであろう保育園を絞り込んで検索できる。

イ 画面のイメージ

別紙のとおり

ウ 提供開始予定日

令和3年10月4日（令和4年4月入園一次申込みの開始日）

エ 利用方法

- (ア) スマートフォン等にLINEアプリをインストールする。
- (イ) 区LINE公式アカウントを「友だち」に追加する。
- (ウ) 画面下部に表示されるタイル状のメニュー（リッチメニュー）から「保育指数シミュレーション」をタップして機能を起動する。

オ 周知方法

区報、区公式ホームページ、ツイッター、フェイスブック、LINE配信、ねりま子育てサポートナビのメールで周知する。

申込み、選考および入園後（～）の取扱い

ア 国の動向

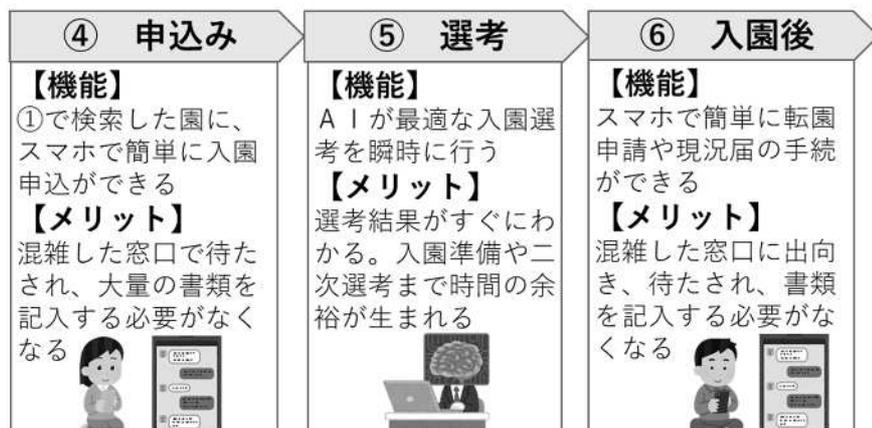
令和2年12月に策定された総務省の「自治体DX推進計画」および令和3年5月に制定された「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）」により、マイナポータルを活用した手続のオンライン化および業務システムとマイナポータルとのデータ連携が求められている。

イ 入園申込み等の手続のオンライン化（および）

令和4年度中にマイナポータルを活用したオンライン化を目指す。

ウ AIによる入所選考の導入検討（ ）

国によるシステム標準化の範囲を踏まえ、令和7年度末までに予定している標準システムへの移行に合わせてAIによる入所選考の導入について検討する。



2 保育施設のICT化の推進

私立認可保育所等のICT化

園からのお知らせや連絡帳、アンケートなどのICT化については、既に多くの私立認可保育所で導入が進んでいる。

園のICT化にかかる導入経費を補助することで、私立認可保育所、家庭的保育事業（保育ママ）、小規模保育事業、事業所内保育事業、認証保育所への導入を更に促進する。

区立保育所のICT化

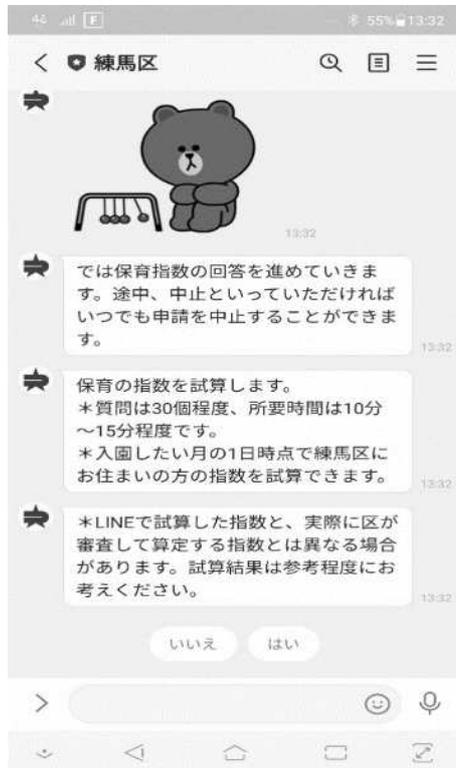
区立保育所は、民間委託園で先行して導入を進めている。直営園では、国の情報セキュリティに関する方針により導入を見合わせていたが、方針が改定されたことから、来年度、直営園で導入するための準備を進める。

令和3年度 民間委託園で順次導入開始、直営園での導入準備

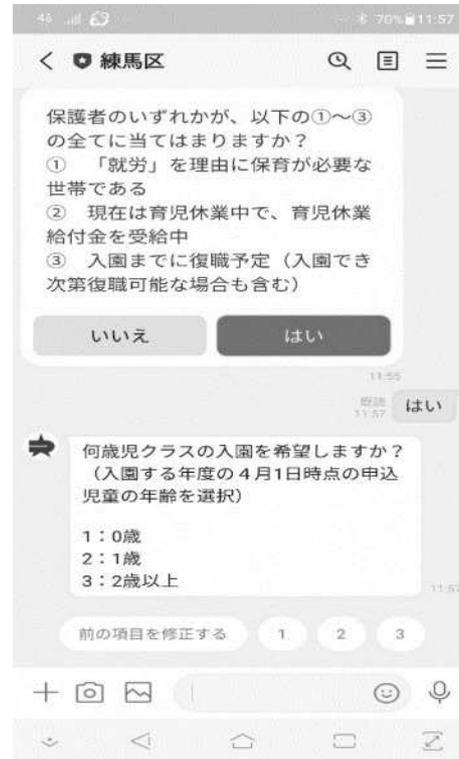
令和4年度 直営園で導入開始

「保育指数シミュレーション」の画面のイメージ（開発中）

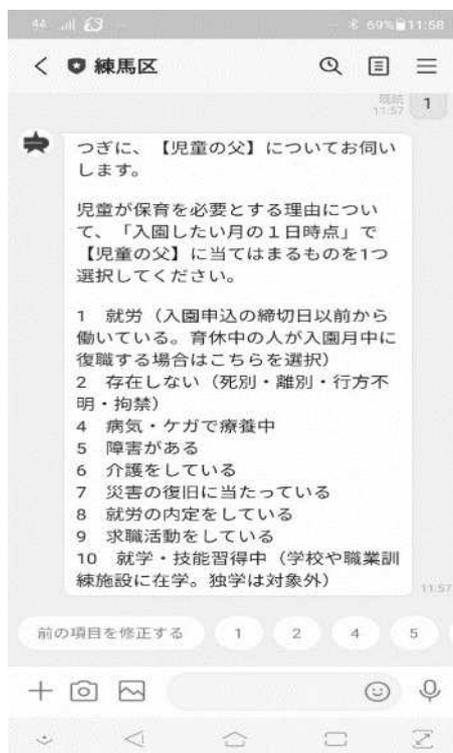
1 開始画面



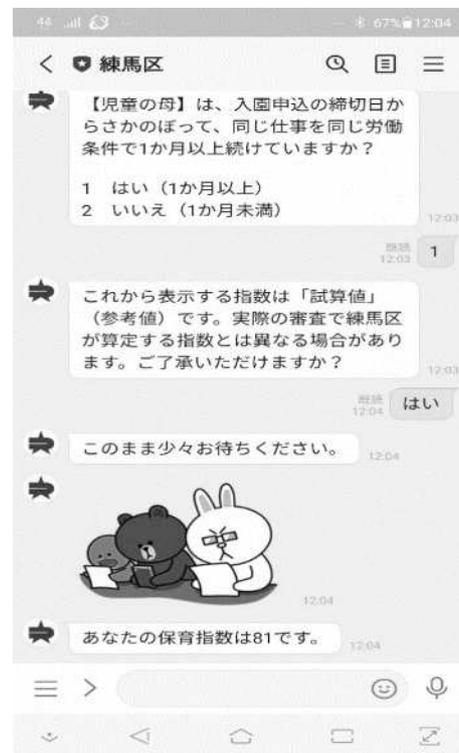
2 世帯の状況



3 保護者の状況



4 試算結果表示



画面は開発中のため、変更する可能性があります。

令和 3 年 10 月 8 日
こども家庭部保育計画調整課

練馬区立保育所運營業務委託事業者の決定について

令和 5 年度に練馬区立保育園（2 か所）の運營業務を委託する事業者を以下のとおり決定したので報告する。

1 委託事業者

(1) 氷川台第二保育園

団体名：社会福祉法人国立保育会

所在地：東京都国立市北二丁目 30 番 1 号

(2) 東大泉保育園

団体名：社会福祉法人未来こどもランド

所在地：東京都練馬区谷原五丁目 22 番 2 号MKLビル

2 契約方法

プロポーザル方式による随意契約

3 委託期間

(1) 運營業務委託

令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

(2) 準備委託

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

4 選定経過

令和 3 年 3 月 24 日 第 1 回選定委員会（選定方針、審査基準等決定）

4 月 14 日 区ホームページで委託事業者募集開始

5 月 21 日 応募書類提出期限（応募事業者数：氷川台第二 7 者、東大泉 8 者）

7 月 9 日 第 2 回選定委員会（現地調査報告等）

7 月 18 日・8 月 1 日 第 3 回選定委員会（事業者プレゼンテーションおよび園長候補者等ヒアリング）

8 月 3 日～8 月 6 日 第 4 回選定委員会（応募事業者運営園視察）

8 月 30 日 第 5 回選定委員会（委託事業者候補決定）

9 月 8 日 委託事業者決定

【参考】今後の保育園の運営業務委託計画

目標	園名	
令和4年度業務委託	北町第二	石神井台
令和5年度業務委託	氷川台第二	東大泉
令和6年度業務委託	高松	下石神井第三
令和7年度業務委託	旭町	南田中
令和8年度業務委託	貫井	上石神井
令和9年度業務委託	春日町	富士見台こぶし
令和10年度業務委託	豊玉第三	光が丘第十一
令和11年度業務委託	光が丘第九	大泉学園

練馬区公共施設等総合管理計画[実施計画]令和2年度～令和5年度から抜粋

令和3年度「練馬区成人の日のつどい」の開催について

新たに成人となる青年の門出を祝福するとともに、励ますことを目的に「練馬区成人の日のつどい」を実施する。なお、新型コロナウイルス感染症の状況によっては、会場の追加などの変更をする場合がある。

1 開催日時

令和4年1月10日（月・祝）

【午前の部】午前11時～午後0時30分（郵便番号176・179在住の方）

【午後の部】午後2時30分～午後4時（郵便番号177・178在住の方）

2 会場

（1）練馬文化センター大ホール

（2）練馬文化センター小ホール

（3）ココネリホール（練馬区立区民・産業プラザ内）

※新型コロナウイルス感染症の状況によっては、南町小学校（体育館、校庭）も会場とする。

※案内状に記載のサイトから、新成人が希望会場を選択し、事前申込みする。

会場定員に達した場合は、抽選を行い、希望に沿えない方は他会場を案内する。

3 対象者

平成13年4月2日～平成14年4月1日生まれの区内在住者

令和3年8月2日現在7,148人（外国人340人を含む）

4 参加見込数

4,300人 [午前・午後の部 それぞれ2,150人想定]（参加見込率：60%）

5 内容

（1）式典 [午前・午後の部 それぞれ約20分・大ホール]

大ホールでの式典および演奏会の様子を小ホール、ココネリホールにおいて映像で放映する。なお、同時にインターネットで式典の映像を配信する。

- ① 国歌放送
- ② 区長あいさつ
- ③ 来賓祝辞（区議会議長）
- ④ 来賓（登壇者）紹介

⑤ 新成人代表の20歳のメッセージ（午前・午後の部各男女1人）

※「練馬区の歌」については、式典開始前に放送する。

(2) 演奏会〔午前・午後の部 それぞれ約20分・大ホール〕

大谷康子氏によるバイオリン演奏

(3) その他の催し

- ・写真スポット設置（文化センター・平成つつじ公園・練馬区立区民・産業プラザ内等）
- ・協賛品事業（当日の参加者から後日抽選し、送付する。）
- ・祝い品事業（引換券を参加者に配布し、協力いただけるねりコレ取扱店舗にて引換え。）

6 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対応

会場への入場の際の検温、手指消毒の実施、式典時間の短縮、会場消毒の徹底等の感染予防対策をとりながら実施する。

7 案内状発送

(1回目) 令和3年11月上旬予定（11月1日時点の対象者）

(2回目) 令和3年12月上旬予定（11月1日以降の転入者あて発送）

8 周知方法

案内状およびねりま区報（10月1日号、11月1日号予定）、区ホームページ